

津波災害警戒区域について

背景と経緯

東日本大震災を教訓に、最大クラスの津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」という基本理念のもと、「津波防災地域づくりに関する法律」（いわゆる津波法）が平成23年12月に施行されました。

その後、県は避難のための津波対策を確立するため、津波法に基づく津波災害警戒区域の指定に向けた準備を進めました。

この法律に基づき、本町は、最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められ、警戒体制を特に整備すべき区域として、令和3年8月30日に「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」の指定を受けました。

津波災害警戒区域（イエローゾーン）とは

最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生じる恐れがあり、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域のことです。

基準水位と浸水深の違い

- ①基準水位とは、津波が建物などにぶつかったときの水位です。
- ②浸水深とは、津波などによって市街地や家屋が水で覆われる地面から水面までの「浸水」の高さをいいます。

※下の「基準水位と浸水深のイメージ」で違いを確認してください。

基準水位と浸水深のイメージ

基準水位の表示

・数字は地盤からの高さ(m)
・10m四方で表示されます。

※大磯町の浸水深は、平成27年5月に作成された「津波浸水想定図」によって示されています。 ※大磯町の「津波浸水想定図」はコチラから → 西部地区 東部地区

- 留意事項
 - ・地盤の凹凸や建築物の影響などにより、浸水域以外でも浸水が発生したり、浸水深が大きくなる場合もあります。
 - ・津波は、第一波ではなく第二波以降に最大になる場合があります。
 - ・河川内については、津波による水位変化を着色していませんが、津波の遡上等に伴い、実際には水位が変化することがあります。

津波情報

津波の特徴

津波は、海が深いほど速く伝わる ◀▶ 水深が浅くなるほど速度が遅くなる



津波は、海が深いほど速く伝わる性質があり、沖合いではジェット機に匹敵する速さで伝わります。逆に、水深が浅くなるほど速度が遅くなるため、津波が陸地に近づくにつれ、減速した波の前方部に後方部が追いつくことで、波高が高くなります。

水深が浅いところで遅くなるといっても、人が走って逃げ切れるものではありません。津波から命を守るためには、津波が海岸にやってくるのを見てから避難を始めたのでは間に合わないのです。海岸付近で地震の揺れを感じたら、または、津波警報や注意報が発表されたら、実際に津波が見えなくても、速やかに避難しましょう。

津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

※大津波警報を「特別警報」に位置づけています。特別警報に関する詳しい情報は、気象庁「特別警報について」のページをご覧ください。